

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	大羽地区 (下大羽西の根、下大羽宿、下大羽堀の内、中大羽、上大羽4、上大羽3、上大羽2、上大羽1、栗生下、栗生上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月20日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大羽川、栗生沢沿いなど土地改良した農地では、水稻、麦、大豆を栽培している。周囲は山に囲まれており、丘陵地などでは露地野菜や果樹の生産、畜産などが行われている。中心経営体は11人(うち法人1)であり、耕作者の平均年齢は71歳と高齢化しており、特に水田の新たな担い手の確保及び育成が喫緊の課題である。一方、果樹の新たな担い手や、無農薬栽培に関心を持つ女性グループの米栽培も行われるなど、豊富な地域資源に魅力を感じて参入する農業者が増えている。また、他地域からの水田の入り作、新たな露地野菜(ネギ)の新規参入もあり、農地の有効利用が進みつつある。山際の農地については、将来的に農地として利用することが困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畜産については、地域内の農業者との耕畜連携を積極的に進めていきたい。水田については現在の担い手の後継者を早めに確保し、耕作しやすいよう集積集約を進める。地域外からの入り作についても積極的に受け入れていきたい。また、当地区の畑地の多くを担う露地野菜の法人については、規模拡大のネックとなっている人手不足を解消するため地域で支援する必要がある。果樹ではスムーズな園地継承が行われるよう、行政やJAと連携して情報の共有を図っていきたい。また、当地区の豊富な地域資源や里山の景観を活かした観光農業や子どもの環境教育など新たな付加価値を見出した農業にも取り組んでいきたい。今後も当地区の魅力を発信し若手の農業者や都市住民など多様な人材を呼び込むことで地域活性化に繋げていく。山際の農地については、将来的に農地以外で保全管理していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	233.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	199.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	34.81 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを定期的実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を確保したい。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が多い地域であるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。
- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③法人や主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業技術を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携し、農産物の輸出を検討したい。
- ⑤省力樹形やスマート農業技術の導入を検討していきたい。また、景観を活かし、観光農業などに積極的に取り組み所得向上を図っていきたい。高齢化による離農が予想される園地については、園地継承を検討していきたい。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による各環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
- ⑧主要な経営体の規模拡大に伴い水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨当地区の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。また、畜産農家は自給飼料の生産を拡大し経営基盤の安定を図っていく。
- ⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	埴地区 (埴下2、埴下1、埴上2、埴上1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月20日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、東側の小貝川沿いの土地改良整備済みの農地、地域中心部の農地、西側の住宅の多い地域に分類され、水稲、麦、園芸作物の生産が行われている。
耕作者の平均年齢は69歳であり、高齢化が進んでいる。特に小貝川の土地改良済みの農地については、多くの面積を集積している担い手の高齢化が進んでいるため、後継者の確保が課題となっている。また、当地区西側にあるJAで管理しているいちご団地でも高齢化により離農が進み、空きハウスの発生が予想される。中心部については湿地帯が多いため、耕作放棄地になっている農地も見受けられる。西側の住宅地が多い地域については、効率的な農地利用が困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸については引き続き実施していく。特にいちご団地については、高齢化で離農する農家の情報をJAや行政で共有し、いちごの新規就農希望者にスムーズに引き継げるようにしたい。
小貝川沿いの農地については、新たな担い手を確保するとともに、効率的に耕作できるよう集積集約を進め、スマート農業技術を導入し省力化を図っていきたい。
中心部の条件不利地については、耕作困難な農地が多いため、将来的には保全管理していきたい。
西側の住宅地が多い地区については、将来的な農地転用が見込まれる農地が多いため、耕作しない方向で進めていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117.63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	22.64 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を確保したい。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業技術を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。
- ⑤省力樹形やスマート農業技術の導入を検討していきたい。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
- ⑧主要な経営体の規模拡大に伴い、水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。
- ⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	星の宮地区 (星の宮上、星の宮中、星の宮下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月20日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は星宮組合や認定農業者を中心に、水稻、麦、にんじん、さつまいもなどを生産している。また、近隣の法人「すずき農園」によるそばの生産も行われている。
令和8年度にケカチ地区(畑)、令和9～10年度で西谷地区(田)の圃場整備が行われる予定であり、高収益作物やそばの生産拡大が見込まれる。
星宮組合では実質的な農作業人員がわずかであり、高齢化も進んでいるため、新たな人材の確保が課題となっている。また、今後の規模拡大に伴い、省力化や草刈り等の労働力の確保も課題となっている。
西側(西谷地区)の住宅地に点在する農地については、効率的な農地利用が困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

星宮組合では地域の退職者を新たに確保していきたい。さらにスマート農業技術を積極的に取り入れ、体力に無理のない農業を行っていきたい。今後面積の拡大が予想される高収益作物についても、機械等で省力化を図るとともに、人手の必要な定植、収穫作業の際には地域の多様な人材の協力を得て作業をしていきたい。
今後も、離農により周辺の農地が星宮組合やすずき農園、若手認定農業者に集積されるため、草刈りについては地域全体で農地を守る意識を醸成していきたい。
西側(西谷地区)の住宅地の多い地区については、将来的の農地転用が見込まれる農地が多いため、耕作しない方向で進めていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.74 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集約に向けた話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を確保したい。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害があるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。
- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③星宮組合、すずき農園、若手認定農業者の規模拡大に伴い、さらなるスマート農業化を行い省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。
- ⑤省力樹形やスマート農業技術の導入を検討していきたい。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域全体で農地の環境保全を図っていく。
- ⑧星宮組合、すずき農園、若手認定農業者の規模拡大に伴い水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。
- ⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回話し合いを実施したい。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	七井地区 (上町、仲町、後町、下町、台町、田中、大和田、里東、山王前、山王後、東町、富士山、青田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月20日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は土地改良して区画の整った水田と小区画かつ不成形の畑地が混在しており、水稻、麦、そば、露地野菜の栽培、施設園芸が行われている。一部、湿地帯で耕作放棄地となっている場所もある。また、台町地区の123号線沿いの農地については宅地化が進んでいる。
耕作者の平均年齢は71歳と高齢化しており、水田の主要な担い手が離農していくことが予想される。今後はそれらの農地を引き継ぎ規模拡大する若手担い手が効率的に耕作できるよう、集積集約を進めることが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地改良した水田については、優先的に集積集約を進める。また、不成形な畑地については、そばを大規模で耕作する担い手への集積を促進していきたい。
露地野菜、果樹、施設園芸の栽培も継続して行う。
各経営体の規模拡大に伴い、大型機械の導入やスマート化を促進し、効率化・省力化を図っていきたい。
特に里西集落営農組合については法人化も視野に入れ、経営の安定化を図っていきたい。
今後少なくなる担い手の負担を軽減するため、農地周りの草刈りを農地所有者・保全会が協力するなど、地域全体で農地を守る意識を醸成していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	286.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.19 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田・畑地の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手・親元就農を確保したい。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。 また、草刈支援などのサービス事業について、はが野農業協同組合等関係機関と検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害があるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。
- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③若手認定農業者の規模拡大に伴い、スマート化を促進し省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。
- ⑤高齢化による離農が予想されるため、園地継承を進めていきたい。
- ⑥菜種油、ひまわり油等に利用する資源作物の耕作を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域全体で農地の環境保全を図っていく。
- ⑧若手認定農業者の規模拡大に伴い水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。
- ⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。